

議案第8号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年3月1日提出

加西市長 中川 暢 三

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第17号）の一部を次のとおり改正する。

第3条第2項及び第3項中「退職し、又は死亡した」を「退職し、失職し、解職され又は死亡した」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(審議資料)

特別職の常勤の職員の期末手当の支給基準について、市議会議員等との整合を図るため、所要の改正を行うもの。

【改正要旨】

- ① 期末手当の支給における、基準日現在の在職の特例の適用となる事由について

(改正前) 退職、死亡

(改正後) 退職、死亡、失職、解職

- ② 在職期間による支給率の見直し

(改正前)

6ヶ月	100/100
3ヶ月以上6ヶ月未満	60/100
3ヶ月未満	30/100

(改正後)

6ヶ月	100/100
5ヶ月以上6ヶ月未満	80/100
3ヶ月以上5ヶ月未満	60/100
3ヶ月未満	30/100